

小 浜 市 営 住 宅

入 居 申 込 案 内

【令和8年度 下半期 定期募集〔抽選〕】



(東山手団地)

募集戸数 8戸

申込み受付期間 : 令和8年10月1日(木) ~ 令和8年10月30日(金)

8時30分 から 17時00分 まで
(ただし、土・日曜日・祝日は除く。)

※期限厳守

申込み受付場所 : 小浜市役所 営繕管財課 〒917-8585 小浜市大手町6番3号
☎0770(64)6026 [直通]

市営住宅について

市営住宅は、住宅に困っておられる低所得者のための賃貸住宅です。

このため民間賃貸住宅とは異なり、公営住宅法や小浜市営住宅管理条例などに入居資格が定められており、申し込むにはいくつかの制限があります。

この入居申込み案内をよくお読みいただき、入居資格を確認し、所定の申込書に必要事項を記入のうえお申し込みください。

※入居資格がない場合は、申込みをすることができませんので、ご注意ください。

申込書提出後、入居資格がないことが判明した場合も同様とします。

※今回の募集は、優先入居募集と通常入居募集を行います。

優先入居対象者 = 配偶者からの暴力被害者(以下「DV被害者」という。)、犯罪被害者、20歳未満の子を扶養しているひとり親、老人(世帯を構成する全ての人員が60歳以上であること)、心身障がい者、北朝鮮当局によって拉致された被害者等、生活環境の改善を図るべき地域に居住する者で市長が定める要件を備えている者、市長が定める基準の収入を有する低所得者で速やかに市営住宅に入居することを必要としている者(生活保護の基準額以下の所得の方)

市営住宅における暴力団員排除の取組みについて

国の「公営住宅における暴力団排除について」の基本方針を踏まえ、市営住宅の入居者等の生活の安全と平穩の確保、市営住宅制度への信頼確保のため、本市では、申込者または同居親族(以下「申込者等」という。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員。以下同じ。)である場合については、入居決定をしないこととしています。

そのため、市営住宅の入居申込みをされる人には、申込者等が暴力団員ではないことについて誓約をいただき、18歳以上の方は、暴力団員に該当するか否かについて警察に照会することとしています。

趣旨をご理解いただきますようお願いいたします。

募 集 事 項

●募集対象住宅・・・市営住宅の空き家(政策空き家※を除く)

※政策空き家とは、取壊し予定等を理由に、市の政策上入居を中止・停止している住宅をいう。

令和8年10月1日現在で、空き家となっている市営住宅(政策空き家を除く)を対象とし、入居者を募集します。

【募集戸数：8戸】うち、優先入居募集の対象住戸(赤字下線)5戸

後瀬団地5号棟205号室、城内団地2号棟301号室、北山手102号室

北山手団地503号室、北山手団地504号室、東山手団地3号棟203号室、

釣姫団地2号棟202号室、遠敷第3団地1号棟204号室

(詳細については、申込資格・別紙入居者募集住宅一覧表・位置図を参照)

●希望住宅の選択・入居者決定方法について

抽選の順番

優先入居抽選 ⇒ 通常入居抽選 の順に抽選を行います。

優先入居募集

【抽選参加者の決定方法】

申込みを締め切った後、申込資格の審査と場合によってはお住まいの現地確認を行い、審査を通過した申込者のみ抽選参加の権利を得ます。「市営住宅入居者資格審査結果通知」によってご連絡します。

【希望住宅の選択】

抽選により選択の順番を決定します。

抽選は応募者内で住宅選択権の順番を決定します。1 番くじを引かれた方は全ての優先入居対象住宅から住宅を選ぶ権利が得られます。また、2 番くじを引かれた方は 1 番くじの方が選んだ住宅以外から住宅を選ぶ権利が得られます。3 番くじ以下は同様に選択をしていただきます。

※優先入居抽選で住宅を得られなかった方は、通常入居抽選にも参加できます。

※優先入居抽選で選択されない住宅が出た場合は、その後に引き続いて行う通常入居抽選住宅に追加いたします。

通常入居募集

【抽選参加者の決定方法】

申込みを締め切った後、申込資格の審査と場合によってはお住まいの現地確認を行い、審査を通過した申込者のみ抽選参加の権利を得ます。「市営住宅入居者資格審査結果通知」によってご連絡します。

抽選により選択の順番を決定します。

抽選は応募者内で住宅選択権の順番を決定します。1 番くじを引かれた方は全ての通常入居対象住宅から住宅を選ぶ権利が得られます。また、2 番くじを引かれた方は 1 番くじの方が選んだ住宅以外から住宅を選ぶ権利が得られます。3 番くじ以下は同様に選択をしていただきます。

※全ての抽選を終えて希望がない住宅が発生した場合は、抽選終了後から随時募集とさせていただき、応募された順に紹介させていただきます。

●抽選について

【抽選日】

令和8年11月30日（月）午前10時から ※代理人抽選の場合は、別紙委任状の提出が必要

【抽選場所】

小浜市役所 4階 入札室（防災防犯課横）

●申込期間について

【申込期間】

令和8年10月1日（木）8時30分から令和8年10月30日（金）17時00分まで （期限厳守）
申込み期間を過ぎての申込みは受付しませんのでご注意ください。

申 込 資 格

市営住宅に入居申込みを行うには、**次の要件のすべてに該当していることが必要**となります。

- 1 夫婦(婚約予定者等含む)または親子親族を主体とした家族であること(単身で申込み方を除く)
または、福井県パートナーシップ宣誓制度もしくは小浜市パートナーシップ宣誓制度により宣誓書受領証の交付を受けた者であること
* 婚約関係の場合は、婚約を証明する書類が提出でき、住宅に同居できること
* 母(父)子世帯の場合、戸籍上でその旨が確認できる状態であること
- 2 世帯員の年間所得合計額が基準額以内であること
- 3 原則として市内在住の連帯保証人が1名たてられること。連帯保証人がたてられない場合は、入居をお断りする場合があります。**(市営住宅入居者は連帯保証人になれません。)**
- 4 税金に滞納がないこと
- 5 現に住宅に困窮していること(市内および近隣市町に申込者または同居親族が「住宅等不動産を所有している場合」は原則、申し込みできません)
- 6 現在、他の公営住宅(県営、市営、町営、村営)に入居していないこと
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員でないこと
- 8 滞納を理由とした支払訴訟および明渡訴訟、または迷惑行為等による明渡訴訟や勧告により市営住宅を退去したことがないこと

●単身での申込資格

単身で申込みには、申込資格に加えて、**次のいずれかに該当していることが必要**となります。

ただし、身体上または精神上著しい障がいがあるために、常時の介護を必要とし、かつ居宅において、これを受けることができず、または受けることが困難であると認められる方は除きます。

- 1 60歳以上の方
- 2 身体障がい者・・・1級から4級の身体障害者手帳をお持ちの方
- 3 精神障がい者・・・1級から3級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- 4 知的障がい者・・・療育手帳の交付を受け、その程度が重度・中度の方
- 5 戦傷病者
- 6 原子爆弾被爆者
- 7 生活保護法に基づく被保護者
- 8 海外引揚者
- 9 ハンセン病療養所入所者
- 10 DV被害者

●優先入居募集の申込資格

優先入居募集に申込みには、**通常申込資格**に加えて**次のいずれかに該当していることが必要**です。

- 1 DV被害者(裁判所もしくは配偶者暴力相談支援センターが証明する者)
- 2 犯罪被害者(関係警察が証明する者)
- 3 20歳未満の子を扶養しているひとり親
- 4 老人(世帯を構成する全ての人員が60歳以上であること)
- 5 心身障がい者(証明する手帳を保有すること)
- 6 北朝鮮当局によって拉致された被害者等
- 7 生活環境の改善を図るべき地域に居住する者で市長が定める要件を備えている者
- 8 市長が定める基準の収入を有する低所得者で速やかに市営住宅に入居することを必要としている者(生活保護の基準額以下の所得)

収 入 基 準

●収入基準

入居申し込み者の収入基準は、次のとおりです。

一般世帯 (本来階層)	—	収入月額 158,000円まで
高齢者・障がい者等世帯 (裁量階層)	入居者が60歳以上であり、かつ同居者のいずれもが60歳以上または18歳未満の方である世帯。詳しくは営繕管財課までお問い合わせください。	収入月額 214,000円まで
子育て世帯 (裁量階層)	同居者に小学校就学前の子どもがいる世帯もしくは同居者に18歳未満の者が3人以上いる世帯	収入月額 214,000円まで

収入月額とは、世帯の過去1年間の総所得金額から別表（各種控除の内容および控除額）に該当する控除額を差し引いた金額を12ヶ月で割った額をいいます。

その額が158,000円（裁量世帯は214,000円）を超えている方は、申込みの資格がありません。裁量階層の説明は、7ページをご覧ください。

収入月額の計算方法 (世帯の所得額－扶養親族控除額－特別控除額) ÷ 12ヶ月＝収入月額

●世帯の所得額

A. 前年中の収入のあった人について、次により所得額を出して合算します。

ア	給与所得の場合 俸給、給料、賃金、賞与等給与に係る所得で、その額は支払金額（収入基準早見表※注1の額）から給与所得控除額と特定支出控除額を差引いた金額です。（源泉徴収票の給与所得控除後の金額または所得証明書の所得額）
イ	事業所得の場合 農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業、その他の事業により収入があった場合で、収入基準早見表※注2の金額です。
ウ	公的年金の収入は、雑所得となります。（所得証明書の所得額）

B. 次の収入や所得は、所得額の計算に含めません。

ア	退職所得（退職手当、一時恩給その他の退職により一時的に受ける給与など。）と譲渡所得等
イ	生活保護法に基づく保護（扶助）、労働基準法に基づく災害補償、船員法に基づく災害補償、労働者災害補償法に基づく保険給付、国家公務員災害補償法・地方公務員災害補償法に基づく補償や雇用保険法に基づく失業給付による収入
ウ	増加恩給（併給の普通恩給を含む。）と傷病賜金などによる収入
エ	遺族（基礎、厚生、共済）年金、障害（基礎、厚生、共済）年金や障害手当金による収入
オ	出張手当や旅費などの実費弁償による収入
カ	相続、遺贈または個人からの贈与により得た物（金品）など
キ	損害保険契約に基づき支払いを受けた保険金や損害賠償金（これらに類するものを含む。）による収入
ク	仕送りによる収入
ケ	退職予定者の給与所得

C. 年の途中で就職、転職または事業を開始した人の場合は、1ヶ月以上の実績をもとにして所得額を算定します。

●収入基準早見表

- ・この表は「収入のある人が1人の場合」で作成しています。2種類以上の収入がある場合や2人以上に収入がある場合、年の途中で勤務先が変わったなどの場合は該当しません。
- ・親族控除以外の控除がある場合は、この早見表は使えません。

1. 給与所得の場合

(1) 申し込み世帯の中で、収入のある方が1人で、給与所得のみの場合(控除額は、親族控除のみを計算)

世帯	世帯の月収額 (給与支払金額)	入居世帯人数および入居しない扶養親族数(申込者を含む)				
		単身者	2人	3人	4人	5人
一般世帯 (本来階層)	158,000円 まで ※注1	2,967,999円 まで	3,511,999円 まで	3,995,999円 まで	4,471,999円 まで	4,947,999円 まで
高齢者等・ 子育て世帯 (裁量階層)	214,000円 まで ※注1	3,887,999円 まで	4,363,999円 まで	4,835,999円 まで	5,311,999円 まで	5,787,999円 まで

※注1 源泉徴収票の支払金額または所得証明書の給与収入金額

2. 年金所得の場合

(1) 申し込み世帯の中で、収入のある65歳以上の方が1人で、年金所得のみの場合(控除額は、親族控除のみを計算)

世帯	世帯の月収額	入居世帯人数および入居しない扶養親族数(申込者を含む)				
		単身者	2人	3人	4人	5人
一般世帯 (本来階層)	158,000円 まで ※注2	3,096,011円 まで	3,534,682円 まで	4,041,349円 まで	4,495,308円 まで	4,942,367円 まで
高齢者等・ 子育て世帯 (裁量階層)	214,000円 まで ※注2	3,924,015円 まで	4,391,778円 まで	4,838,837円 まで	5,285,896円 まで	5,732,955円 まで

※注2 源泉徴収票の支払金額または所得証明書の年金収入金額

3. 事業所得の場合

(1) 申し込み世帯の中で、収入のある方が1人で、事業所得のみの場合(控除額は、親族控除のみを計算)

世帯	世帯の月収額 (事業所得額)	入居世帯人数および入居しない扶養親族数(申込者を含む)				
		単身者	2人	3人	4人	5人
一般世帯 (本来階層)	158,000円 まで ※注3	1,896,011円 まで	2,276,011円 まで	2,656,011円 まで	3,036,011円 まで	3,416,011円 まで
高齢者等・ 子育て世帯 (裁量階層)	214,000円 まで ※注3	2,568,011円 まで	2,948,011円 まで	3,328,011円 まで	3,708,011円 まで	4,088,011円 まで

※注3 確定申告書控または所得証明書の所得額(総収入から必要経費を差引いた金額)

●控除額の一覧表

区 分	控 除 項 目		控除額
	基礎控除 (給与所得等を有する者に 係る控除)	給与所得または公的年金等に係る雑所得を有する方	その人の 所得から 10万円まで
親族 控除	扶養親族 控除	申込本人を除く同居しようとする親族（婚約者を含む）および所得税法上の扶養親族で同居しない方 ①出産予定の子は含みません。 ②同居しようとする親族は所得税法上扶養関係がなくても親族控除の対象になりますが、現に同居していない親族や扶養親族でない方を呼んで一緒に申し込むことはできません。	1人につき 38万円
特別 控除	老人扶養 親族等控除	控除対象同一生計配偶者または扶養親族の内、70歳以上の方	1人につき 10万円
	特定扶養 親族控除	申込者の扶養親族の内、16歳以上23歳未満の方	1人につき 25万円
	寡婦 控除	①夫と離婚した後婚姻しておらず（事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる場合も含む）、扶養親族がいる方で、合計所得金額が500万円以下の方。 ②夫と死別した後婚姻していない方（事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる場合も含む）、または、夫の生死が分からない方で、合計所得金額が500万円以下の方。	その人の 所得から 27万円まで
	ひとり親 控除	婚姻していないこと、または、配偶者の生死が明らかでない者のうち以下をすべて満たす方。 (1)事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと。 (2)生計を一にする子がいること。（子の総所得金額が48万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない者に限る） (3)合計所得金額が500万円以下であること。	その人の 所得から 35万円まで
	障害者控除	申込者や扶養親族で、身体障害者手帳（3級・4級）、精神障害者保健福祉手帳（2級・3級）または知的障がい者（精神障がいの程度に相当する程度）を持っている方	1人につき 27万円
	特別障害者 控除	身体障害者手帳（1級・2級）、精神障害者保健福祉手帳（1級）または知的障がい者療育手帳の障がいの程度欄が「A」等	1人につき 40万円

●裁量階層世帯・・・次の（１）または（２）に該当する場合は、裁量階層世帯として扱われ、入居しようとする人全員の月収額の合計額が２１４，０００円以下であれば申込みできます。

（１）入居しようとする人が次のいずれかにあてはまる場合

- ① 入居申込者が６０歳以上（単身の場合）
- ② 入居申込者が６０歳以上で、かつ同居者のいずれもが６０歳以上または１８歳未満の人である場合

（２）入居しようとする世帯の中に次のいずれかに該当する人がいる場合

区 分	対 象 世 帯
障がい者世帯	次のいずれかに該当する方がいる世帯です。 ・身体障害者手帳の交付を受け、その等級が１級から４級までの障がいのある方 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その等級が１級または２級の障がいのある方 ・療育手帳の交付を受け、その程度が重度・中度の方
子育て世帯	①同居者に小学校就学前の方がいる世帯。（資格基準日：令和８年４月１日時点です） ※小学校に就学後は裁量世帯ではなくなり、家賃が割り増しになることがあります。 ②同居者に１８歳未満の者が３人以上いる世帯。
戦傷病者世帯	戦傷病者手帳の交付を受けている方で、その障害の程度が特別項症から第６項症までの方、または、第１款症の障害のある方。
被爆者世帯	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律により、医療に関する厚生労働大臣の認定を受けている方。
海外引揚者世帯	海外からの引揚者で本邦に引き上げた日から起算して５年を経過していない方がいる世帯。
ハンセン療養所入所世帯	ハンセン病療養所に入所していた方。

申し込みに必要な書類

入居の申し込みには、次の書類が必要です。

	必要書類一覧	必要書類の内容および注意事項
○	(1)市営住宅入居申込書(別紙)	太枠で囲まれた部分を全て記入してください
◎	(2)住民票謄本	申込者および同居予定者の同居世帯員全員分 (本籍、続柄が省略されていないもの)
◎	(3)収入等を証明するもの	入居しようとする世帯全員分の「令和7年度所得証明書」のほか次に該当する書類が必要です(ただし収入がない18歳未満を除く) ※令和8年1月1日現在の住所地での証明となりますので、小浜市以外の住所地の方は個人番号(マイナンバー)の記入があっても書類の提出が必要となります。
△	① 給与所得者	「令和7年分源泉徴収票」
△	② 事業所得がある場合	直近年分の「確定申告済みの控えの写し」
△	③ 年金がある場合	直近年分の「公的年金等の源泉徴収票の写し」または「年金払込通知書」等収入が証明できるもの
△	④ 年の途中で就職・転職をし勤務年数が1年未満の時	勤務した月から現在までの「給与支払見込(実績)証明書」または「源泉徴収票等」
△	⑤ 前年に退職し現在無職の場合	次のいずれかの書類が必要です ・退職証明書 ・雇用保険被保険者離職票(写し) ・雇用保険受給資格証 ※再就職せず年金受給の場合は、③の書類が必要です。
○	(4)「市町村税を滞納していない」ことの証明書	入居申込家族(納税義務者)全員の「納税証明書」 ※令和8年1月1日現在の住所地が、小浜市以外の方は前住所地での証明も必要な場合があります。
△	(5)現在アパートや借家に住んでおり家賃を負担している場合	家賃などが証明できる「賃貸借契約書の写し」が必要です
△	(6)婚約予定者の場合	婚約証明書
▲	(7)被生活保護者の場合	直近の「保護決定通知書」または「福祉事務所長の証明」
△	(8)心身障がい者がいる世帯	身体障害者手帳、療育手帳、認定被爆者証、精神保健福祉手帳等 ※障害の種類及びその等級、認定の状況等がわかる書類の写しが必要です
△	(9)海外からの引揚者	永住帰国者証明書
△	(10)DV 被害者、犯罪被害者	裁判所による「保護命令書の写」、配偶者暴力相談支援センター施設長の「証明書」、もしくは「関係警察が証明する書類」
△	(11)母子・父子、単身世帯	戸籍謄本
△	(12)パートナーシップ宣誓者	福井県もしくは小浜市パートナーシップ宣誓書受領証またはカードの写し
△	(13)その他	その他申込みおよび資格審査に必要と判断した場合は、指示する書類が必要です。優先入居の場合は住居困窮状態であることを示す書類

《注》 ○：必ず提出しなければならない書類 △：該当する場合に提出する必要がある書類

◎：必ず提出しなければならないが個人番号(マイナンバー)の記入により省略できる書類

▲：該当する場合に提出する必要があるが個人番号(マイナンバー)の記入により省略できる書類

※個人番号(マイナンバー)をご記入いただいた場合、確認できるもの(個人番号(マイナンバー)カード等)をご提示いただきます。

●当選後の手続き

抽選による当選後、小浜市営住宅入居請書および覚書、誓約書、印鑑証明書等を提出していただきます。

また、原則、小浜市内在住の連帯保証人1名が必要となり、連帯保証人の印鑑証明書、所得証明書、納税証明書等を提出いただきます。 (※連帯保証人がたてられない場合は、入居をお断りする場合があります。)

加えて、契約時に家賃3ヶ月分の敷金が必要になります。

申込みの無効・失格と注意事項について

申込みの無効・失格

次のような場合は、申込みを無効とします。 受付後、当選しても失格となります。

- ① 申込書に虚偽の記載があったとき
- ② 申込書に必要事項が記載されていないとき
- ③ 入居資格がないとき、または申込み期間中に入居資格が確認できないとき
- ④ 友人等の寄合世帯で申込んだとき、または世帯を不自然に分割（合併）して申込んだとき
- ⑤ 重複して申込んだとき
- ⑥ 申込者、または同居親族に市税の滞納があるとき
- ⑦ 現在、公営住宅(町営、市営、村営、県営)に入居しているとき
- ⑧ 滞納を理由とした支払訴訟および明渡訴訟、または迷惑行為等による明渡訴訟や勧告により市営住宅を退去したことがある者が申込んだとき
- ⑨ 申込者、または同居親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるとき
- ⑩ 連帯保証人がたてられないとき

注意事項

- ① 入居の時に申込書に記載した人全員が同時に入居することが必要です。申込み後、同居親族に変更があった場合は入居できないことがあります（婚約者が変わった場合も同様です）
- ② 婚姻予定者は、入居日までに婚姻していることが必要となります
- ③ 必ずペンまたはボールペンで記入してください
- ④ 所定の申込書以外による申込み、郵送・FAX・メール等による申込みは受付できません
- ⑤ 戸籍謄本に記載されている本名(外国人登録されている方は外国人登録証の記載名)を記入
- ⑥ 申込み時に提出された書類等については、一切返却できませんのでご了承ください
- ⑦ 申込書提出後の申込み内容の変更、記載事項の訂正等は、特別な理由がない限り受け付けません

個人情報の保護について

小浜市では個人情報を適正かつ安全に取り扱うため、次のような措置を講じるとともに、漏えいや滅失を防止するため細心の注意を払います

○収集の制限

あらかじめ、取り扱う目的を明らかにした上で、原則として本人から情報をいただきます。

○利用および提供の制限

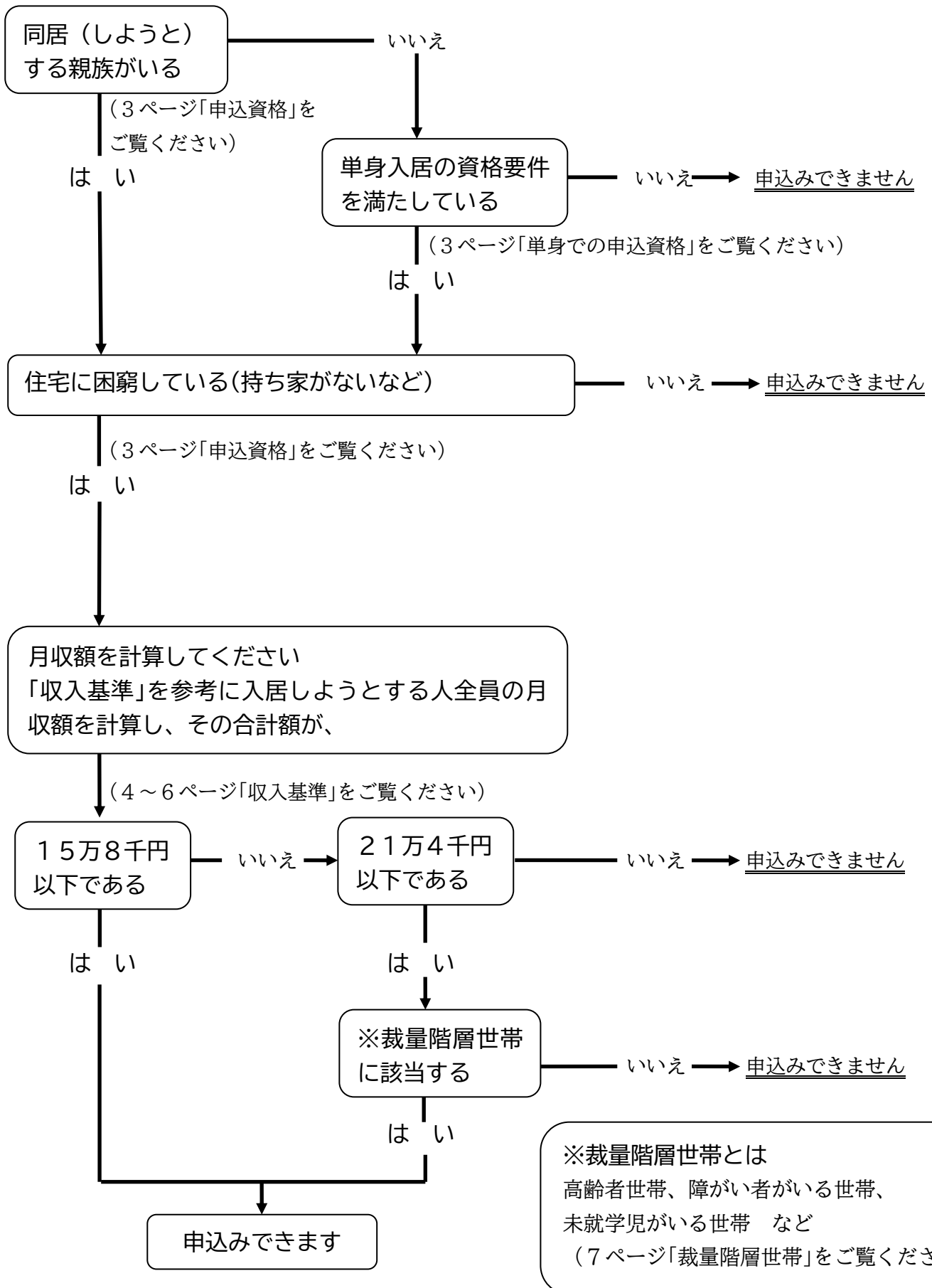
収集した個人情報は、入居者選考以外の用途には利用、提供はいたしません。

○適正な管理

保有する個人情報は正確かつ最新の状態に保つように努め、漏えいや滅失を防止するため細心の注意を払います。

入居資格の有無の確認

次の手順により確認してください。



●お問い合わせ先

小浜市役所 営繕管財課 管財・住宅管理グループ

〒917-8585 小浜市大手町6番3号 ☎0770(64)6026 [直通]